

○ II 期計画期間（令和7年度～令和16年度）の開始

I 期計画期間が終了し、今年度から II 期計画期間（令和7年度～令和16年度）が始まっています。II 期計画の整備予定箇所は、I 期計画の整備済み箇所と一連で整備することにより効果が期待できる箇所などを選定しています。

県としては、「県管理海岸堤防」及び「県管理河川堤防」について引き続き整備を進めていくこととしており、市町においても引き続き整備を進めることをお願いします。

令和6年3月

事業区分	全体計画		I 期 計 画						II 期 計 画		III 期 計 画	
			I 期（前期）実績		I 期（後期）計画		I 期計画（合計）					
	整延 （ km ）	概算 事業費 （ 億円 ）	整延 （ km ）	備長 事業費 （ 億円 ）	整延 （ km ）	備長 事業費 （ 億円 ）	整延 （ km ）	概算 事業費 （ 億円 ）	整延 （ km ）	備長 事業費 （ 億円 ）	整延 （ km ）	概算 事業費 （ 億円 ）
県管理海岸堤防	72	288	14	48	14	84	29	132	30	111	13	45
市町管理海岸堤防	40	236	2	6	5	21	7	27	16	99	17	110
県管理河川堤防	36	210	10	42	10	45	20	87	9	66	7	57
合 計	148	734	26	96	29	150	55	247	55	276	37	212

※ 端数処理の関係で合計が合わないことがある。

○市町事業の進捗状況及び推進

I 期前期計画については、整備計画延長約1.9kmの整備が完了しています。

I 期後期計画については、整備計画延長約4.9kmのうち、令和7年3月時点の進捗は約3.6kmとなっており、約1.3kmが未整備となっています。

一方、今年度から始まったII 期計画では今後10年間で整備計画延長約16km、概算事業費99億円となっているため、今まで以上に事業の推進が必要となっています。

市町事業推進のための補助事業及び単独県費補助

市町事業において、地震・津波対策を効率的に整備・促進するためには、まずは国の交付金事業を活用することになりますが、その対象とならない箇所については、単独県費補助制度を活用して整備を進めていくことになります。

県では、より効果的な整備を促進するため、I 期（後期）計画に引き続き、II 期計画についても、単独県費補助率を7%から50%に引き上げを継続できるように運用を改定し、本年4月から施行したところです。また、県が市町に対して技術的な支援を行うなど、市町が積極的に整備を推進できるように補助することとしています。

■防災・安全交付金事業－海岸事業－高潮対策事業

◇主な要件

防護面積：5 ha/km以上 又は 防護人口：50人/km以上

総事業費：（内地）1億円以上、（離島）5千万円以上

◇補助率

国：（内地）1／2、（離島）11／20

県：（内地）1／20、（離島）1／20

市 町：（内地）9／20、（離島）8／20

◇起債

公共事業等（充当率90%）← 元利償還金の50%を地方交付税措置

◇事業概要

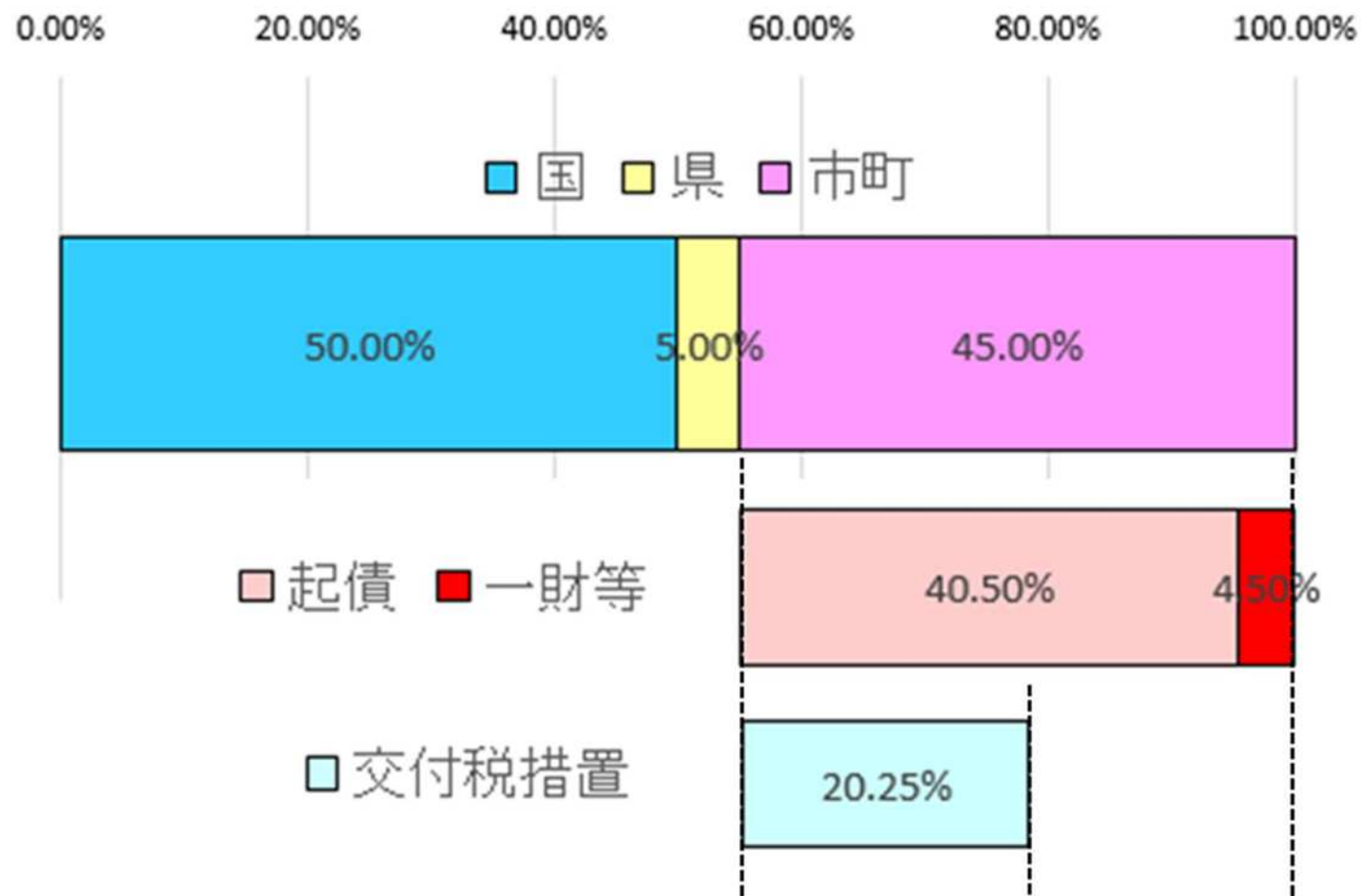
海岸保全施設（防潮壁、護岸、離岸堤等）の建設

※ 補助の対象となる施設は、海岸管理者が管理する施設であり、県管理
港湾内で市町が管理する施設等は補助対象とならない。

地震・津波対策 II 期計画（市町事業）の推進について（4／7）

■防災・安全交付金事業－海岸事業－高潮対策事業

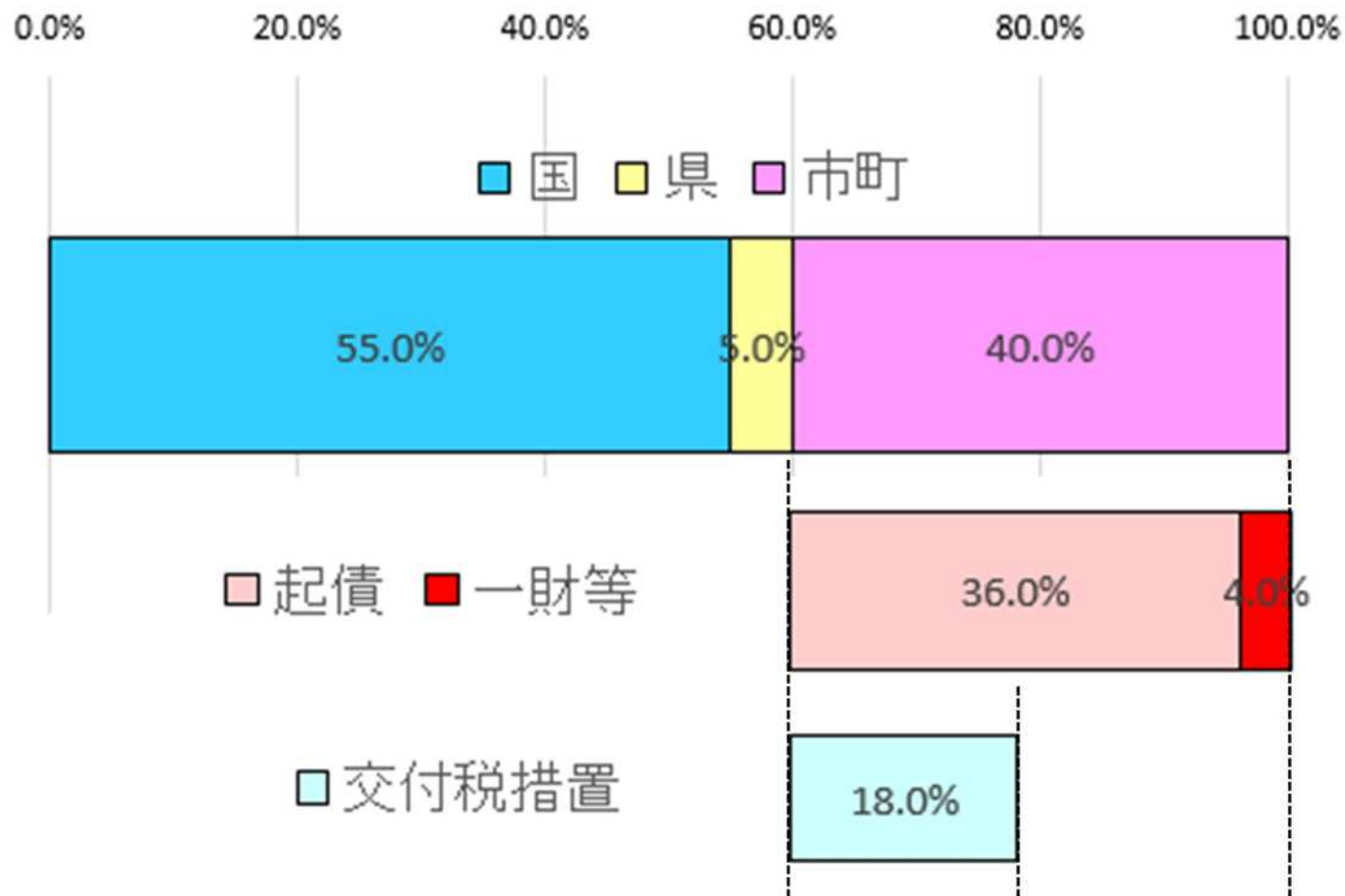
（内地イメージ）



地震・津波対策 II 期計画（市町事業）の推進について（5／7）

■防災・安全交付金事業－海岸事業－高潮対策事業

（離島イメージ）



■単独県費補助事業（令和16年度まで）

◇主な要件

地震・津波対策海岸堤防等整備計画において、整備必要箇所に掲げられているもので、
1 港湾海岸の事業費が、原則として単年度150万円以上のもの

◇補助率

県 : 1／2
市 町 : 1／2

◇起債

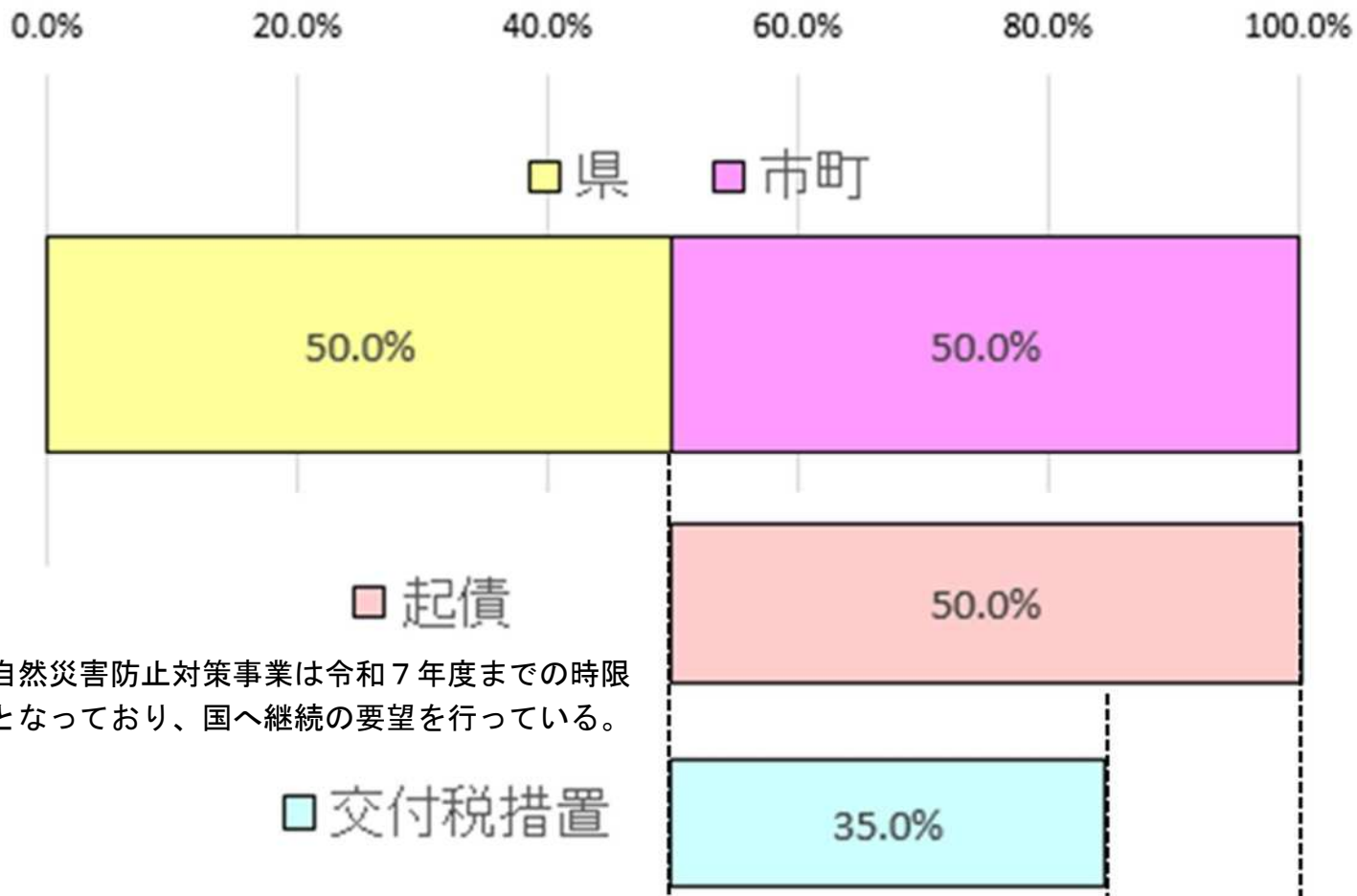
緊急自然災害防止対策事業 ※）（充当率100%）← 元利償還金の70%を地方交付税措置

※）緊急自然災害防止対策事業は令和7年度までの時限措置となっており、
国へ継続の要望を行っている。

地震・津波対策 II 期計画（市町事業）の推進について（7／7）

■単独県費補助事業（令和16年度まで）

（イメージ）



※）緊急自然災害防止対策事業は令和7年度までの時限措置となっており、国へ継続の要望を行っている。